

配偶者に関する控除のこと

◎「配偶者控除」の見直し

配偶者控除を受けることのできる要件が

「配偶者が給与収入のみの場合：年収123万円以下」となります。

(配偶者が個人事業など給与所得者以外でも、所得で58万円以下の場合は適用があります。)

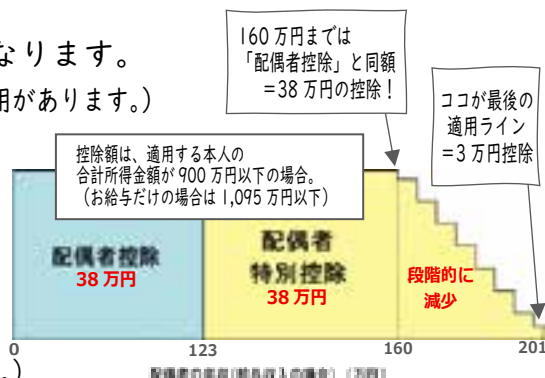
◎「配偶者特別控除」の見直し

配偶者が給与収入のみの場合、

「年収123万円を超えても201万5,999円以下まで」
は控除を受けることができます。

(所得だと58万円超133万円以下の場合です。段階的に控除額は減少します。)

これらの適用可否を判断するため、私たちは年末調整や確定申告時に皆さまのご家族情報を確認しています。
ご家族でもお金の話は難しいと思いますが、皆さまの所得税を正しく計算することに繋がります。ご理解ください！



ご家族に関する控除のこと

◎「扶養控除」の見直し

扶養控除の対象となるご家族の要件が

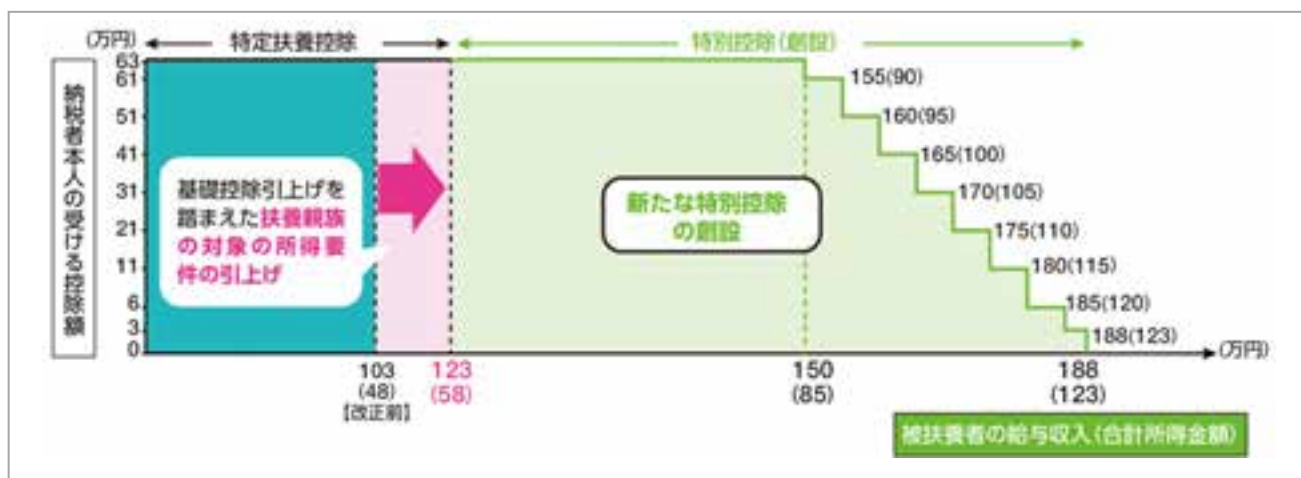
「給与収入のみの場合：年収123万円以下」となります。

(個人事業など給与所得者以外でも、所得で58万円以下の場合は適用があります。)

◎「特定親族特別控除」の新設

↳ 同一生計の19歳以上23歳未満のご家族 のことです。

特に、お子さまの状況は進学などもあり、変化が大きいところと思います。
(時が経つのは、あっという間…と実感するところですね…)
アルバイト収入を103万円に抑えなくても一定の控除を受けることができるようになりますが、これからは、収入額で控除額が変わります。
お子さまにアルバイトなどで収入がある場合は、必ずご確認をお願いいたします。



財務省「令和7年度税制改正（令和7年3月）」より抜粋

制度のご紹介

中小企業省力化投資補助金 (カタログ注文型)のご案内

中小企業の人手不足に対する、
省力化投資の補助金です。

登録されている汎用製品から選択して
導入することになります。対象製品は、
補助金のwebページで公開中（随時更新）。
ぜひ一度ご確認ください！

https://shoryokuka.smrj.go.jp/catalog/product_catalog/

